

雫石小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題である。また、インターネットやオンラインゲームを介した、ネット上の仲間外れや暴言等は、児童の人間関係を損なうだけでなく、いじめも一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「かしこく ゆたかで たくましい子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

いじめの定義 【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 2 条】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、~~基礎・基本の定着を図る~~資質・能力の育成を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、児童が行う活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ生きていることを理解し、他者に対しての理解と尊重し、温かな態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 生活や学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事等の取組（児童集会、縦割班遊び等）
- (2) 生活や学級の諸問題について、児童が主体となって話し合い解決する活動（児童会）
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加、いじめ防止標語・ポスターの作成

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校報やホームページに掲載するなど、広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、校報、学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

5 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。(個別面談を学期に1回設定する)
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
日常の観察：登校時刻の変化、授業中の集中度や態度、生活全体の気持ちの浮き沈み、教室の机の配置や向き、発言に対する反応、集団行動での様子等
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 每学期1回(いじめアンケート、Q-Uテスト含)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回(2学期)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が教職員や保護者に相談することは、年齢が上がるにつれ、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあげたことにより、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- | |
|------------------------------------|
| ○日常のいじめ相談 *児童及び保護者・・・全職員が対応 |
| ○地域からのいじめ相談窓口・・・副校長、生徒指導主事 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署 |
| ○24時間いじめ相談電話 *県教委・・・019-623-7830 |

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

- (3) いじめの問題解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒指導委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割を分担して問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、さらにその再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、加害児童と被害児童を一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、雫石町教育委員会及び所轄警察署と連携して対応する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット・ゲーム・メール・ライン等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を防ぐため、所感警察署、雫石町教育委員会と連携し、保護者に対しプロバイダなどに情報の削除を求めるなど助言する。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通

報し、適切な援助を求める。

- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン、携帯型ゲーム機等が大部分であることから、トラブル回避のためにも家庭への協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

【法第28条①】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態の報告

- (1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（雫石町教育委員会）に報告する。
- (2) 児童及び保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめ未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること
- *学年会、学団会で定期的に話題に入れる。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

<取組の年間計画>

		教職員の動き	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		【研修1】 ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認と児童理解	○学級開き ○一年生を迎える会	○いじめ相談窓口の周知(児童)	○PTA 総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		【研修2】 ○校内生徒指導事例研修会			
6月		○アンケートや教育相談の結果の共有	○人権の花植え ○Q-Uの実施①	○学校生活アンケート①	
7月				○個別面談①	○保護者面談 ○施設・商店回り①
8月			○児童会「あいさつ運動」		
9月				○心とからだの健康観察	
10月		○アンケートや教育相談の結果の共有	図書祭り	○学校生活アンケート② ○いじめアンケート *家庭用	
11月			○Q-Uの実施②(3、5年)		
12月				○個別面談②	○保護者面談 ○施設・商店回り②
1月		○内部評価	○児童会「あいさつ運動」		○授業参観
2月		○評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」の見直し	○1円玉募金 ○6年生を送る会		○民生委員懇談会
3月		○次年度の「学校いじめ基本方針」の策定		○個別面談③	
通年	○校内のいじめに関する情報収集(毎月) ○対応策の検討	○学級づくり ○児童会の主体的な取組	○健康観察 ○「こころのサポート」資料	○あいさつ運動 *学校運営協議会を学期1回程度開催	